

社会福祉法人大野台保育園 役員・評議員及び委員の報酬等に関する規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは社会福祉法人大野台保育園（以下本法人）定款16条に定めた、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは本法人定款第5条に定めた7名をいう。
- (3) 委員とは本法人定款6条に定めた評議員選任・解任委員をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員・評議員及び委員の報酬等は、本法人定款第9条及び第21条並びに本法人評議員選任・解任委員会運営細則第5条に定めるとおり無報酬とする。

(費用の支給)

第3条 交通費については、自宅が会議等の開催通知に定められた場所（市内での開催の場合）から1キロ以上離れた距離にあるときは、一律片道1500円を支給するものとする。また、市外に自宅がある者で電車利用の場合は、会場最寄り駅から会場まで利用した実費交通費も合わせて支給する。

第4条 市外で開催された会議、及び宿泊を伴う職務の場合は、交通費については合理的な経路を用いての交通費を、また宿泊費その他の経費については実費領収書に基づいて支給される。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年 7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規定は令和2年3月5日より施行し、同年2月6日に遡って適用する。